国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）
国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）
国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）
国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）
国立研究開発法人水産総合研究センター	国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）
国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）
国立研究開発法人農業環境技術研究所	国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）
国立研究開発法人農業生物資源研究所	国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）

別表独立行政法人医薬基盤研究所の項、独立行政法人海上技術安全研究所の項、独立行政法人建築研究所の項、独立行政法人港湾空港技術研究所の項、独立行政法人国際農林水産業研究センターの項、独立行政法人国立環境研究所の項、独立行政法人国立がん研究センターの項、独立行政法人国立国際医療研究センターの項、独立行政法人国立循環器病研究センターの項、独立行政法人国立成育医療研究センターの項、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの項、独立行政法人国立長寿医療研究センターの項、独立行政法人産業技術総合研究所の項、独立行政法人国立研究開発法人森林総合研究所の項、独立行政法人水産総合研究センターの項、独立行政法人電子航法研究所の項、独立行政法人土木研究所の項、独立行政法人農業環境技術研究所の項、独立行政法人農業生物資源研究所の項、独立行政法人物質・材料研究機構の項、独立行政法人防災科学技術研究所の項、独立行政法人放射線医学総合研究所の項を削る。

○財務省告示第百二号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人宇宙航空研究開発機構の項から独立行政法人科学技術振興機構の項までを次のように改める。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）
国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）

別表独立行政法人勤労者退職金共済機構の項の前に次のように加える。

国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）
国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）

別表独立行政法人情報通信研究機構の項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項、独立行政法人日本原子力研究開発機構の項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の項及び独立行政法人理化学研究所の項を削る。

○財務省告示第百四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日以後に支出する寄附金について適用する。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

第一号の二中「規定する学校（」の下に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）を加え、「又は同法」を「又は学校教育法」に、「で私立学校法」を「で、私立学校法」に改め、第二号の二中「若しくは」を「又は」に改め、第四号の二中「社会福祉事業又は」を「社会福祉事業若しくは」に改める。